

答 申 書

令和 7 年度答申第 1 号

令和 7 年 5 月 29 日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市情報公開審査会会長

菊池市情報公開条例(平成 17 年条例第 10 号。以下「条例」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき行われた、令和 7 年 2 月 14 日付け菊土第 3736 号情報公開審査諮問書について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った行政文書部分開示決定は、一部を不開示決定とした理由付記に不備があるため、当該処分を取り消すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 審査請求人による行政文書開示請求

令和 6 年 10 月 18 日、審査請求人は、条例に基づき、行政文書開示請求書に請求対象文書を「R 6 年度大型乗用草刈機の入札結果一式書類」と記載して行政文書の開示請求をした。

2 実施機関の開示決定

上記開示請求を受けて、実施機関は、令和 6 年 10 月 25 日付け菊土第 2475 号により、①「予定価格、落札率」については「条例第 7 条第 7 号の規定による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する」ことを理由として、②「個人に関する情報」として見積業者の担当者の印影については「条例第 7 条第 2 号の規定による特定の個人を識別することができる情報に該当する」ことを理由として、当該部分を不開示とし、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 実施機関の開示決定に対する審査請求人の審査請求

令和 6 年 11 月 11 日、審査請求人は、不開示決定をした部分及び未だ開示されていない文書の開示を求めて、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

不開示決定をした部分及び未だ開示されていない文書を開示すること。

2 審査請求の理由

- (1) 行政文書開示請求書の請求する行政文書の内容として「R 6 年度大型乗用草刈機の入札結果一式書類」と記載したにもかかわらず、本件処分において、落札結果 2 回目の交渉経緯及び 1 回目と 2 回目の入札書が不開示であり、未だ開示されていない文書がある。また、3 回目の入札書は落札業者でない者の入札書が開示され公文書としての整合性を満たしていない。
- (2) 県内他自治体では、不落・落札にかかわらず、入札行為を終えたら予定価格等を含め入札経緯が開示されているのに対し、予定価格及び落札率を不開示情報とし開示しなかった菊池市の対応は、情報公開制度の趣旨に反して国民の知る権利を阻害する隠蔽行為である。

第 4 実施機関の主張

- (1) 本件処分に関する審査請求が行われた際、菊池市情報公開事務取扱要領(平成 17 年訓令第 12 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく本件処分の再検討を行い、審査請求人に改めて開示を求める文書について確認を行った上で、令和 6 年 11 月 27 日付けで追加の開示決定をしたことから、審査請求人の主張する「未だ開示されていない文書」については、不服の対象となる原処分が存在しないと判断している。
- (2) 「3 回目の入札書は落札業者でない者の入札書が開示され公文書としての整合性を満たしていない。」点については、電子入札による入札の場合は、入札書を保有していないため、電子入札以外で入札された入札書を開示した。
- (3) 「予定価格」については、菊池市公共工事等競争入札に係る入札結果等の公表事務取扱要領(令和 4 年訓令第 26 号。以下「要領」という。)第 6 条の規定により物品購入について準用する要領第 4 条第 2 項の規定により「指名競争入札を行った場合における予定価格」は、同条第 3 項第 4 号の規定により「予定価格を公にしなかったものは契約の締結後速やかに公表する」とあるが、当該入札や、今後の同様の入札の目安となり、競争に支障を来すということから、予定価格は秘密にする必要があるものとし、入札前後を問わず公表していない。また、「落札率」については、落札額は開示したため、落札率から予定価格が算出できることから、不開示とした。

第 5 審査会の判断

- 1 情報公開制度は、開示請求された行政文書の公開を原則とするものであり、条例第 7 条第

1 項においても「実施機関は、…開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)…が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定されている。また、情報公開条例に基づく開示請求は、「申請」に該当することから菊池市行政手続条例(平成 17 年条例第 12 号)第 8 条第 1 項に規定するように「申請により求められた許認可等を拒否する処分」、つまり不開示処分(一部不開示処分を含む。以下同じ。)をする場合は、その理由を付記しなければならない。理由を付記させる制度の趣旨は、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第 7 条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由の付記の程度としては不十分であるといわなければならない(最高裁判所第一小法廷平成 4 年 12 月 10 日判決)。

- 2 本件処分通知には、不開示決定をした部分欄に「予定価格、落札率」と記載があり、不開示とした理由欄に「菊池市情報公開条例第 7 条第 7 号の規定による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ためとあるが、単に不開示理由に当たる条項及び適用部分に当たる条文を示すだけでは、実施機関がどのような理由に基づき「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と判断したのか、開示請求者が了知し得る程度には到底及ばない。

よって、本件処分には理由付記の不備があり、菊池市行政手続条例第 8 条第 1 項に反し、違法であるから、本件処分を取消すべきである。

- 3 なお、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、現在又は将来において単にそのおそれがあると実施機関が判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるため、「支障」の程度については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。また、情報公開制度が公開を原則としている点から、「適正な遂行」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量する必要がある。つまり、単におそれがあると実施機関が判断できれば不開示とするのではなく、おそれが生じるとしても、そのおそれが開示のもたらす利益(例えば入札価格と予定価格との不自然な一致又は近似の検証、談合抑止効果等)と比較衡量してもなお、不開示が妥当であると言える程、具体的である必要があり、その検討は開示請求に係る情報ごとに、個別具体的にを行うべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

日付	処理内容等
令和7年3月17日	諮問書收受(令和7年2月14日付菊土第3736号)
令和7年3月17日	第1回審査会(審議)
令和7年3月31日	実施機関から理由説明書收受(令和7年3月31日付菊土第4360号)
令和7年3月31日	財政課から物品入札に係る予定価格の公表状況に関する資料收受
令和7年4月21日	審査請求人から理由説明書に対する意見書(反論書)收受
令和7年5月14日	第2回審査会(実施機関及び審査請求人の意見陳述)
令和7年5月29日	第3回審査会(審議)
令和7年5月29日	答申

第7 付言

実施機関の理由説明書によると、第1回目の開示請求及び第2回目の開示請求において、審査請求人に聞き取りを行った上で開示決定をしたとあるが、行政文書開示請求書には「R6年度大型乗用草刈機の入札結果一式書類」とだけある。菊池市情報公開事務取扱要領第5条第1項第2号には、「請求者が求める情報については、意図を十分にくみ取り」、菊池市情報公開事務取扱要領第4条第1項第1号のとおり行政文書を「特定」し、開示請求書に不備があると認めるときは、条例第6条第2項のとおり開示請求者に「補正を求める」よう定められているところ、開示請求において審査請求人との口頭でのやり取りにとどめ開示請求書に補正を求めなかった点については、開示請求に対する不作為を疑われる可能性もあることから、今後対応の改善が望まれる部分である。